

## 第14章

# 個人情報の取り扱い

### 個別ケース会議での情報の取扱い

- 個別ケース会議では、高齢者虐待対応に協力する者に対して課せられる「守秘義務」（高齢者虐待防止法 17 条 2 項）、「罰則」（同法 29 条）についても周知し、関係機関の情報管理の意識を高めておく必要があります。また、通報者を特定させる情報については、取り扱いに特に注意が必要です（同法 8 条）。支援計画書にもこれらの守秘義務と罰則等の注意書きを入れておく等、工夫を行うことが考えられます。
- その上で、情報が漏れることもあることを意識して、個別ケース会議で共有すべき情報について考えておく必要があります。例えばケース会議前にコアメンバーで、ケース会議で共有すべき情報、共有すべきではない情報について精査しておく等の準備が考えられます。

例：高齢者を措置し、面会制限をかける等、高齢者の居場所を秘匿する場合、居宅支援に関わっていた関係機関に対して、「やむを得ない事由による措置を行う」という事実は伝えたとしても、措置先の施設名は伝えない。配布資料や支援計画書に措置先の施設名を書かない。

（報告書 p68 より）

### 地域ケア会議での情報の取扱い

- 「守秘義務と情報漏えい」の観点からの留意点
    - 高齢者虐待対応に関係しない、関係する可能性がない関係者と事例共有することはできない
    - 関係しない人、関係する可能性がない関係者が参加する地域ケア会議において、虐待対応の検討を行うことは適切ではない
- ⇒高齢者虐待防止法第 29 条の違反として、刑事罰を受ける可能性あり

（高齢者権利擁護支援センター作成研修資料より）

#### 高齢者虐待防止法

**第十六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

**第十七条** 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

**2** 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**3** 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

**第二十九条** 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

※個人情報保護法の例外規定については、お役立ち帳第3章 p. 31参照

高齢者虐待防止法第 17 条第 2 項「正当な理由」に関する考え方の参考例

(～子ども虐待における考え方より～)

第 1 章 子ども虐待の援助に関する基本事項

6. 守秘義務について

(1) 児童相談所職員及び市町村職員の守秘義務について

児童相談所職員及び市町村職員の守秘義務についての規定をみると、児童福祉法第 61 条に「児童相談所において、相談、調査および判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らし（てはならない）」とあり、また地方公務員法第 34 条に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という規定がある。

したがって、児童相談所職員又は市町村職員が職務上知り得た情報を第三者に提供することは、正当な理由がないかぎり（地方公務員法にはこの言葉はないが同様に解されている）、守秘義務に違反し、刑事処罰の対象になる。

そこで「正当な理由」の意味が問題となるが、[1]他の法律で（提供することが）義務とされている場合、[2]本人の承諾がある場合、[3]他人の正当な利益を保護することとの比較において、秘密を提供する方が重要である場合、と解されている。

医療関係者や公務員が、職務上知った虐待の事実を児童相談所へ通告しても守秘義務違反にならないのは、[1]の理由、すなわち児童福祉法第 25 条の通告義務を果たすことになるからである。

しかし、現実には守秘義務違反に当たるのではないかと通告者が躊躇することがあり得たことから、児童虐待防止法第 6 条において児童虐待を発見した者が児童相談所に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うことを促進している。

一方、他の法律で（提供することが）義務とはされていない場合に児童相談所職員又は市町村職員が第三者へ情報を提供することについては、[3]の要件を満たせば、違反とはならない。例えば、施設入所措置に伴い子どもの養育に必要な情報を施設に提供する場合や家庭裁判所へ児童福祉法第 28 条による承認の申立て等をするための資料とする場合が、その典型であるが、虐待事例の解決のため、民間団体を含む関係機関へ情報を提供する場合も含まれる。

以下、略

(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」より一部抜粋)

## ②個人情報保護が必要な対応例

### ○住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待した養護者から高齢者の身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、高齢者虐待の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」[住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項]があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

### ○年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者は

①基礎年金番号を別の番号に変更する

②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

ことが可能です。

秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応をお願いします。

(厚生労働省<H30> p 67より)

### 【参考】 戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い

DV被害者等から、市区町村長に対し、DV被害者等の住所等の記載がある届書等の記載事項証明書等においてDV被害者等の住所等が覚知されないよう配慮を求める旨の申入れがされている場合には、申入れがされたDV被害者等の住所等の記載がある届書に係るDV被害者等の住所等の記載部分については、原則として、戸籍法第48条第2項の「特別な事由」が認められないものとして取り扱うことが相当であることから、対象届書等の記載事項証明書等の請求があったときは、DV被害者等の住所等の記載が覚知されないように適宜の方法で処置を施した上で、請求に応じるものとする。

(「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」平成24年3月23日法務省民事局民事第一課補佐官(戸籍担当)事務連絡より)

※例えば、被虐待高齢者に成年後見人等が選任された事例において、DV被害等の支援措置がなされており、被後見人等の住所等を秘匿する必要がある場合は、成年後見登記に関する証明書(登記事項証明書等)の扱いについて上記申入れを行うなど